

此の地は昔板前者の組地なりし故に町名と成り、後々までも呼べりといふ。按ずるに、延寶の金澤圖に、板前者十八人の邸地なるよし記載すれば、延寶の頃は板前者の拜領地なりしかど、其の後は藩士の邸地と成りたるなるべし。今は此の町名を存するのみ。

○板前者の由来

板前の者は、舊藩中は臺所係の輕卒にて、藩侯膳部料理所の庖丁人なり。慶長十年利長卿富山養老附士帳に、御臺所衆八拾石庖丁人所然、三拾石庖丁人中村市助。とあり。三壺記に、正保二年少將光高君江戸にて逝去し給ひ、遺骸金澤へ入らせらる。青山織部以下供奉す。其の外御歩行・御料理人・板前、御泊所にて御靈供を備へ奉る。と見ゆ。菅君雜錄に、元祿十四年六月四日、御臺所御料理人七人扶持之者五人、三拾俵宛に被仰付。且又唯今迄板前者、定番足輕に被仰付、百六拾目にて勤來る小人、板前を相勤、名目板本と改、脇指許帶之。とありて、是時輕卒の板前を指止められて、定番足輕に命ぜられ、小人板前者をば板本と名目を改められ、是より後は藩侯の膳部等、歩行士並の料理人の

み調進し、板本はその手先にて、魚鳥の下料理をするのみ也。但し昔よりの唱へにて、小人板本も後々まで板前と呼べりとぞ。板前は組板前の略稱にて、魚板の前に座して、魚鳥の下料理をするゆゑなりといへり。下學集に、組板長二尺八寸、高四寸五分。梵云未那板。此云魚料。庖丁刀名也又屠兒之名也。詳見莊子也。とあり。

○品川町

藩士品川氏の邸宅ありし故に町名に呼べり。改作所舊記に載せたる、寛文二年三月田井村百姓よりの上申書に、如左記載す。

乍恐申上候。

一、今度田井村田地の内、古市孫三郎様・品川太郎三郎様御屋敷、并御與力衆共に相渡申處に、御與力衆の渡り屋敷之分、不殘麥・なたねまき置申候處に、今程屋敷に引ならし可被申旨被仰渡候付、右之麥なたね皆々すたり、何共迷惑仕候。今廿日より内に仕舞申儀に御座候に付、其段御わび事申上候へども、御承引無御座に付、御斷申上候。田井村之儀は、惣高四百石餘に而御座候處に、二百石小立野

ちやうす山島所に而御座候。二百石餘は不殘毎年麥・なたねをまき不申候へば、百姓相つゞき不申候。右之麥・なたね只今すたり申候へば、何共迷惑仕候御事。

一、右御兩方様の渡り屋敷之きはに、百姓作り申所歩數四百歩餘御座候處に、御公儀様の被召上、右御兩方様へ御請込地に可被成様に承申候。左様に御座候へば、田方之内此分も御高引け申儀に御座候故、百姓迷惑奉存候。右御兩方様の御請被成候者、百姓方よりおろし可申候間、御高引け不申様被成可被下候。跡々は御高過分に御座候へ共、ぜんくすばり、今程田方は少分に御座候付、百姓共つゞきがたく、迷惑仕る付、御なげき申上候。御相談被成被下候は、難有可奉存候。以上。

寛文二年三月

田井村 仁 兵 衛

三右 衛門

市 兵 衛

御算用場様

右上申書にて、寛文以前此の地邊の事知られけり。廢藩後は、再び元の如く成りたりといふべし。

○古市品川兩氏邸跡  
延寶の金澤圖に次の如く記載す。按ずるに、古市左近胤重・品川左門雅直兩人共に、利常卿子小姓より取立られ、小松にて奉仕の處、萬治元年利常卿薨逝に付、兩人共に殉死し、死後古市主計・品川藏人遺跡を繼ぎ金澤に來り、初て此の地に於て居邸を賜はりたるもの也。但し古市氏は、延寶三年主計歿して家斷絶し、居邸揚地と成る。品川氏は子孫連綿、世々此の邸地に居住し、明治廢藩置縣の際、地所を賣却して退去せり。

○古市左近胤重傳話

三壺記に云ふ。萬治元年十月利常卿薨去の時、竹田市三郎・古市左近兩人は、江戸に被殘置けるが、御急變の飛脚江戸へ參着くやいな、晝夜の堺もなく馳歸る。十一月廿二日小松へ參着、追付兩人同道御城へ上り、人々に對面して泪を流し、河合傳次を招き、一期の納めに御上下を拜領せんとて、御召下し二具取出させ、謹んで頂戴し、壺を揚げて落涙し、扱御靈前に參り拜禮焼香して、兩人同時に退出し、市三郎は直に小松三光寺に至り追腹也。左近は富山侍從利